



基 発 第 2 9 9 号

昭和 5 0 年 5 月 2 2 日

各 都 道 府 県 労 働 基 準 局 長 殿

労 働 省 労 働 基 準 局 長

職 業 病 に 関 す る 相 談 業 務 の 推 進 に つ い て

職業病に関する労災保険の保険給付に係る事務等の適正な処理と労働者の健康の増進とに資するため、「職業病相談員規程」が別添2のとおり定められ、労働省労働基準局長が必要と認める労働基準監督署に職業病相談員が配置されることとなった。

これに伴い、職業病相談員による相談業務を効率的に行うため、別添1の要領により職業病相談室を設置することとし、これが運営の細目等を下記のとおり定めたので、これらのことに十分配意のうえ、職業病に関する相談業務の適正な推進に努められたい。

記

1. 職業病相談員の配置等の細目について

- (1) 職業病相談員（以下「相談員」という。）は、別紙1に掲げる労働基準監督署に、本年7月1日より配置することとする。
- (2) 相談員は各都道府県労働基準局長が医師である者、労働基準行政に関し経験を有する者及び必要に応じ労働衛生に関し専門的な知識を有する者各1名を委嘱するものとし、その委嘱手続き、手当の額及び支給方法等は、別途指示することとする。
- (3) 相談員が相談業務を実施するにあたっては、その実効をはかるため、相談員

が配置された各労働基準監督署毎に、一定の場所に職業病相談室（以下「相談室」という。）を設置することとする。

- (4) 相談員の勤務日数は原則として次のとおりとし、相談室における相談日、相談時間及びロに掲げる相談員の相談日以外の勤務日等は、当該労働基準監督署長が管内事情に応じて決定することとする。

イ 医師である相談員 毎月2日

ロ 労働基準行政に関し経験を有する相談員 毎月6日

なお、労働衛生に関し専門的な知識を有する相談員を委嘱する場合には、ロとの合計日数が毎月6日をこえない範囲内で労働基準監督署長が必要と認める日数とすること。

- (5) 相談室における相談事項は広範に及ぶものであるから、医師である相談員を委嘱するにあたっては、その専攻学科又は診療科を特定する必要はないものとする。

2. 相談室の運用上の留意事項

- (1) 相談室における相談は、職業病の補償等に関する行政サービスの一環として行うものであるから、相談室での取扱いに適合しないような案件についてまで取り扱わせるべきでないこと。したがって、相談員の行う相談業務と行政機関として行わなければならない業務との区分に留意し、円滑に業務が行われるよう措置すること。
- (2) 相談員は、配置された労働基準監督署の管轄地域にこだわることなく、当該地域外の事業場の労働者等より相談を受けた場合であっても相談に応ずること。
- (3) 相談業務に関連して現況は握等の必要がある場合、相談員を当該事業場等に出張させることは差し支えないこと。この場合、予め当該事業場等への連絡をとる必要等もあるので、予め当該労働基準監督署長の承認を受けさせること。
- (4) 相談室を設置する労働基準監督署は、署内に適切な場所を確保するとともに、相談室には所要の表示を行うこと。
- (5) 相談室を設置する労働基準監督署は、相談室の設置、相談日、相談事項等について、関係労使団体等を通じ周知に努めること。
- (6) 相談室の業務に関して、必要に応じ労働衛生指導医等と連絡をとるよう配慮

すること。

- (7) 別添1の要領の6の(2)に記載する「別に定める相談票」の様式は、別紙2の「職業病相談票」とすること。

3. 相談状況の報告等

(削除)

(編注：一部改正 平成8年3月1日付け基発第90号)

職業病相談員配置署名

		4 方面 制	3 方面 制	3 課 制	計		
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	森手 城田	札幌 仙台	函館	青盛	森岡	2	
						1	
						1	
				秋田	田形	1	
山形 福島 茨城 栃木 群馬	形島 城木 馬		宇都宮	山形	田形	1	
						1	
				福島	島戸	1	
				前橋	橋	1	
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	玉葉 京川 潟	千葉 中央、大田、三田、向島 横浜南、川崎南 新潟	浦和	立川		1	
							1
							5
							2
富山 石川 福井 山梨 長野	山川 井梨 野	金沢	富山 福井 長野	甲府		1	
							1
							1
							1
岐阜 静岡県 愛知 三重 滋賀	阜岡 知重 賀	岐阜 名古屋北、名古屋南、名古屋東 四日市	静岡 大津			1	
							1
							3
							1
京都 大阪 兵庫県 奈良 和歌山	都阪 庫良 山	京都上、京都下 大阪中央、天満、堺 神戸西、神戸東 和歌山		奈良		2	
							3
							2
							1
鳥取 島根 岡山 広島	取根 山島 山口	広島	岡山 下関	鳥取 松江		1	
							1
							1
							1
徳島 香川県 愛媛 高松 福岡	島川 媛知 岡	福岡	高松 八幡	徳島 高知		1	
							1
							1
							2
佐賀 長門 熊野 大宮	賀崎 本分 崎		長門 熊野 大	佐賀 伯崎		1	
							1
							1
							2
鹿児島 沖縄	島繩			鹿児島 那覇		1	
							1
合計		26	16	19	61		

職業病相談票

監督署
職業病相談室

相談年月日		新規	再来(回目)	相談員名		印	
相談来室者氏名					労使の別	労 ・ 使	
事業所等の	名称	(本社・支社)					
	所在地	TEL()					
	労働者数	事業の種類 (労災保険事業 細目表による)		労災保険加入の有無		(保険番号) 有 無	
被災労働者の	氏名				性別	男 女	生年月日 (. . . 歳)
	業務内容						
	自覚症状			当該相談事項に係る受診の有無	(診断名) 有 無		
相談項目		相談の要旨					
イ 労働者の健康障害に関する事項 ロ 労働者の療養に関する事項 ハ 労働者の職場復帰に関する事項 ニ 職業病に係る法令の適用に関する事項 ホ 労働者の健康の増進に関する事項 ヘ その他職業病に関する事項							
					整理番号		

相 談 要 旨

処 理 経 過

職業病相談室設置要領

1. 設置目的

近年においては、職業病の発症が多様化しており、労働者の健康障害に関する諸問題が社会的に重視される実情にある。したがって、これに対処するため「職業病相談室」（以下「相談室」という。）を設置し、職業病についての専門医による健康相談（簡易な診察等を含む。）及び生活指導等を行い、疾病の早期発見、早期治療、又は職場復帰の促進等を図り、もって労働者の健康と福祉の増進に寄与するものとする。

2. 設置場所

相談室は、労働基準監督署に設置するものとする。

3. 相談室の構成及び相談日等

- (1) 相談室は、昭和50年3月29日労働省訓第10号に定める職業病相談員（以下「相談員」という。）をもって構成する。
- (2) 相談室には、医師である相談員と労働基準行政に関し経験を有する相談員各1名を必ず配置するものとし、必要に応じ労働衛生に関し専門的な知識を有する相談員1名を置くことができるものとする。
- (3) 相談室においては、月2回の相談日を設けるものとし、相談日の指定等その細目は、当該労働基準監督署長が定めるものとする。

4. 相談事項

相談室においては、次の事項について労働者、使用者その他関係者（以下「労働者等」という。）の相談に応ずるものとする。ただし、その事項が労使紛争の直接の争点となっている場合は、相談に応じないものとする。

- (1) 労働者の健康障害に関する事項
- (2) 労働者の療養に関する事項
- (3) 労働者の職場復帰に関する事項
- (4) 職業病に係る法令の適用に関する事項
- (5) 労働者の健康の増進に関する事項

(6) その他職業病に関する事項

5. 相談員の分掌

- (1) 医師である相談員は、上記 4 に掲げる事項に関し、医学的な相談業務を行うほか、相談室における相談業務を総括する。
- (2) 労働基準行政に関し経験を有する相談員は、上記 4 に掲げる事項のうち、医師である相談員及び労働衛生に関し専門的な知識を有する相談員の分掌する業務以外の業務を分掌する。
- (3) 労働衛生に関し専門的な知識を有する相談員は、主として上記 4 の(5)に掲げる事項に関する専門的な相談業務を分掌する。

6. その他

- (1) 相談室に関する庶務（相談室及びその備品の管理、費用の支出等）は、当該労働基準監督署において処理し、相談業務に関係する事務（相談業務の記録、関係資料の整理等）は相談員が行うものとする。
- (2) 相談室において相談を受けたときは、相談員は別に定める相談票を作成し、保存するものとする。この場合、その写しを当該労働基準監督署長に提出するものとする。
- (3) 相談員の手当の支給については、別途指示するものとする。
- (4) 相談員を委嘱したときは、別途指示するところにより報告するものとする。

○労働省訓第10号

部 内 一 般

職業病相談員規程を次のように定める。

昭和50年3月29日

労働大臣 長谷川 峻

職業病相談員規程

(設置)

第1条 労働者の業務上の疾病（以下「職業病」という。）に関する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による補償に係る事務の迅速かつ適正な処理と労働者の健康の増進に資するため、労働省労働基準局長が必要と認める労働基準監督署に職業病相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 相談員は、職業病に関し学識を有する医師その他労働衛生に関し学識経験を有する者のうちから委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、労働基準監督署長の指示を受けて、職業病に関する労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働基準法の規定による補償並びに労働者の健康に関する事項について労働者、使用者その他関係者の相談に応じ、必要な指導を行う。

(任期等)

第 4 条 相談員の任期は、1 年とする。

2. 相談員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務)

第 5 条 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 条)の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。